

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第七十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

- ◇告示 建設業者の登録まつ消  
牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び駆除の実施
- ◇教委告示 土地改良事業計画書の縦覧  
定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十五年三月三十一日付け鳥取県条例第二号中訂正

|                     |               |         |          |       |           |
|---------------------|---------------|---------|----------|-------|-----------|
| 登録番号                | 登録年月日         | 名 称     | 所 在 地    | 申請者氏名 | まつ消年月日    |
| 鳥取県知事登録<br>（注）第四一七号 | 昭和三五、<br>三、三〇 | 久 松 建 設 | 鳥取市行徳三六〇 | 稻村 幸信 | 昭和三五、三、二九 |

### 鳥取県告示第七十八号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び

駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に

対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌

牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。た

だし、生後六月、分べん前一月及び分べん後十日以

内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内

のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

結核病…ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ畜…ブルセラ急速凝集反応及び国際法  
肝てつ検査…皮内注射反応法、虫卵検査法  
肝てつ駆除…ヘキサクロロエタン製剤投与  
別表

実施期日 実施区域 実施場所

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 第一次    | 第二次    |        |       |
| 四月二十五日 | 四月二十八日 | 気高郡青谷町 | 青谷町奥崎 |
| " 二十七日 | " 三十日  | 日置谷地区  | 検査場   |
| 五月十一日  | 五月十四日  | 日置     | " 山根  |
| " 十三日  | " 十六日  | 勝部     | " 紙屋  |
|        |        | 中郷     | " 川積  |

鳥取県告示第七十九号

昭和三十四年八月二十六日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする区画整理、暗渠排水の土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条

の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十五年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十五年四月二十日から同年五月九日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡羽合町 羽合土地改良区事務所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年四月十九日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 昭和三十五年四月二十日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 1 昭和三十五年度施策要綱について

2 鳥取県育英奨学資金貸与規則について

正 誤

昭和三十五年三月三十一日付け鳥取県条例第二号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

3 下 終りから 単級手当及 単級手当及び多級

1 び多数手当 手当